

奨学金貸与事業規則

公益財団法人 南予医療振興財団

公益財団法人 南予医療振興財団 奨学金貸与事業規則

（目 的）

第1条 この規則は、定款第4条第1項に定める奨学金貸与事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与対象者）

第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、国立大学法人愛媛大学（以下「愛媛大学」という。）医学部に在学する者で、将来、愛媛県八西地区（八幡浜市および西宇和郡伊方町）を中心とした南予地域の医療機関において医師としての業務に従事しようとする者のうちから採用する。

2 医療機関に勤務することにより、奨学金の返済が免除されるなど、勤務条件のある同種の奨学金等を受けている者は貸与の対象としない。

（貸与の申請）

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、理事長（代表理事）に提出しなければならない。

- （1）愛媛大学医学部の在学証明書（新入生の場合は、合格通知書の写しで可）
- （2）本人の戸籍抄本および住民票の写し
- （3）その他理事長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、理事長がやむを得ないと認めた場合を除いて、2人の連帯保証人を立てなければならない。このうち1人は貸与を受けようとする者の父母を充てることができる。

2 前項の連帯保証人は、奨学生と連携して債務を負担する者とする。

3 第1項の連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返済の債務を負担することができる資力を有する成年者でなければならない。

（奨学生の採用等）

第5条 理事長は、第3条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定による審査の結果、奨学生の採用等を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。（様式2、3）

3 採用する奨学生が決定したときは、奨学金貸与契約書（様式4）により契約を締結する。

（奨学金の貸与枠、金額、方法、指定医療機関および返済免除要件）

第6条 奨学金の貸与枠、金額、方法、指定医療機関および返済免除要件は、別表1のとおりとする。

- 2 奨学金は、奨学金貸与契約を締結した日の属する年度の4月から、愛媛大学医学部を卒業する日の属する月までの間とする。
- 3 前項の規定により貸与する奨学金は、6年分を限度とする。

（貸与の取消し）

第7条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- （1）第2条に規定する者でなくなったとき。
- （2）心身の故障のため愛媛大学医学部の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- （3）学業成績および素行が著しく不良となったと認められるとき。
- （4）その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（貸与の休止および保留）

第8条 理事長は、奨学生が休学し、停学の処分を受け、または留年したときは、休学し、停学の処分を受け、または留年した日の属する月の翌月分から、復学または進級した日の属する月の分まで奨学金の貸与を休止することができる。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学、または進級した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

- 2 理事長は、奨学生が正当な理由がなくて第18条に規定する学業成績表を提出しないときは、奨学金の貸与を一時保留することができる。

（返済誓約書の提出）

第9条 奨学生（奨学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、貸与を受けた奨学金の全額について連帯保証人と連署した奨学金返済誓約書（様式5）を理事長に提出しなければならない。

- （1）第6条第2項に規定する期間が満了したとき
- （2）第7条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき

（返済の債務の当然免除）

第10条 理事長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、奨学金の返済の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を、愛媛大学医学部において受けている期間(2年間)および、別表1の指定医療機関(以下、「指定医療機関」という。)の医師としての業務に従事した期間の合計が7年に達したとき。
 - (2) 指定医療機関において医師の業務に従事する期間中、業務上の事由により死亡したとき、または、業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。
- 2 前項第1号に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとする。この場合、指定医療機関の医師としての業務に従事した日の属する月から、当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入することとする。その期間内に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を除くものとする。
- (1) 休職(指定医療機関の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、または停職にされた期間は、当該休職をし、または停職にされた期間の開始する日の属する月から、終了する日の属する月までの月数
 - (2) 指定医療機関以外での専門的な研修等(原則3年を超えない範囲で理事長が認めるものに限る)を受けている期間に該当する月数

(返 済)

第11条 奨学金は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金全額を、理事長の定める日までに一括して返済しなければならない。

- (1) 第7条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 奨学生であった者が、正当な理由がなく、愛媛大学医学部の卒業後3年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 奨学生であった者が、正当な理由がなく、医師の免許の取得後直ちに愛媛大学医学部における臨床研修を開始せず、または中止したとき。
- (4) 奨学生であった者が、正当な理由がなく、臨床研修の修了後直ちに指定医療機関の医師としての業務に従事しなかったとき、または従事しなくなったとき。
- (5) 奨学生であった者が死亡したとき。(前条第1項第2号に該当するものを除く。)
- (6) 奨学生であった者が心身の故障のため指定医療機関の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき。(前条第1項第2号に該当するものを除く。)
- (7) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 前項における返済利息は無利息とする。

3 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の日までの日数に応じ、返済すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（返済の債務の裁量免除）

第12条 理事長は、奨学生であった者が死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関の医師としての業務に従事することができなくなったとき（第10条第1項第2号に該当するときを除く。）は、奨学金の返済の債務の全部または一部を免除することができる。

（返済の猶予）

第13条 指定医療機関以外での専門的な研修等（理事長が認めるものに限る）が必要な場合は、原則3年を超えない範囲で返済の債務の履行を猶予する。

2 理事長は、奨学生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返済することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該奨学金の返済の債務の履行を猶予することができる。

（免除または猶予の申請）

第14条 第10条第1項または第12条の規定により奨学金の返済の債務の免除を受けようとする者は、奨学金返済債務免除申請書（様式6）に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 前条の規定による奨学金の返済の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返済債務履行猶予申請書（様式7）にその理由を証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、奨学金の返済の債務の免除または履行の猶予の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。（様式8、9）

（退学届等各種届出）

第15条 奨学生または奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、各種届出書に、その該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に理事長に提出しなければならない。

（1）愛媛大学医学部を退学し、休学し、もしくは卒業し、または愛媛大学医学部に留年し、もしくは復学したとき。（様式10①～⑤）

（2）愛媛大学医学部において停学その他の処分を受けたとき。（様式10⑥）

（3）臨床研修を中止し、休止し、再開し、もしくは変更したとき、または臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。（様式10⑦）

（4）奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。（様式10⑧）

（5）学校教育法第97条に規定する愛媛大学大学院に入学したとき。（様式10⑨）

（6）指定医療機関を退職したとき。（様式10⑩）

（7）指定医療機関の医師としての業務（臨床研修を除く）に絶えない程度の心身の故障を生じたとき。（様式10⑪）

- (8) 氏名または住所を変更したとき。(様式 10 ⑫)
- (9) 医師の免許を取得したとき。(様式 10 ⑬)
- (10) 医師法第 7 条第 2 項の規定による処分を受けたとき。(様式 10 ⑭)
- (11) 連帯保証人の氏名、住所または職業に変更があったとき。(様式 10 ⑮)

(死亡の届出)

第 16 条 奨学生または奨学生であった者が死亡したときは、その者の遺族または連帯保証人は死亡届(様式 11)に死亡を証する戸籍抄本もしくは戸籍に記載した事項に関する証明書または死亡診断書を添えて、理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人の異動)

第 17 条 奨学生または奨学生であった者は、連帯保証人が死亡したとき、または破産手続き開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、連帯保証人変更届(様式 12)に新たに連帯保証人となる者の印鑑証明書等必要となる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第 18 条 奨学生は学業成績表を、前学年分を毎年 4 月 15 日までに理事長に提出しなければならない。

(委 任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、一般財団法人 南予医療振興財団の設立登記のあった日(平成 30 年 11 月 1 日)から施行する。

別表 1

項 目	内 容								
貸与枠 (予定)	総人数 30名 [毎年2名程度の新入学生および在生学生] 2019年度から募集を開始し、総人数が30名に達した年度で募集を終了する。								
奨学金額 (年額)	<table border="1"> <tr> <th>採用年次</th><th>算 定 式</th></tr> <tr> <td>1年生～</td><td>年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間</td></tr> <tr> <td>2年生～</td><td>年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間</td></tr> <tr> <td>3年生以降</td><td>年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間</td></tr> </table> 採用年次には期中を含む。	採用年次	算 定 式	1年生～	年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間	2年生～	年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間	3年生以降	年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間
採用年次	算 定 式								
1年生～	年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間								
2年生～	年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間								
3年生以降	年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間								
貸与方法	・奨学生名義の普通預金口座へ振込み ・新入生は、2ヶ月分（当月および翌月分）をまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月に振込みする。初回貸与分は、4ヶ月分（4～7月分）をまとめて6月に振込する。 ・1年生（期中）および2～6年生（期中含む）は、奨学金貸与契約を締結した日の属する年度の4月分から当該月分までをまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月のうち至近に到達する月に振込みし、以降は新入生の例にならう。								
指定医療 機関	愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院（野村診療所含む）および西宇和郡伊方町の診療所など								
返済免除 要件	医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を、愛媛大学医学部附属病院において受けている期間（2年間）および、指定医療機関の医師としての業務に従事した期間の合計が7年に達したとき。								

(卒業後のモデルケース)

指定医療機関に勤務【義務期間:7年間】		
臨床研修※ ¹ (2年間)	専門研修※ ² (3年間)	市立八幡浜総合病院を中心 とした南予地域の医療機関 (伊方町の診療所含む)での 勤務が原則※ ³ (2年間)
愛媛大学医学部 附属病院	愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字 病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜 総合病院、市立宇和島病院、市立大洲 病院、西予市立西予市民病院(野村診 療所含む) など	

※1 臨床研修(2年間)は、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受ける。
ただし、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院のプログラムでの研修を希望する場合はこ
れを認める。

※2 専門研修(3年間)は、臨床研修修了後、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより
研修を受ける。なお、専門研修期間中における愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院
および愛媛県立中央病院での勤務は原則2年以内とするが、専攻する科の条件等により
財団がやむを得ないと認めた場合は3年間の全てを同病院にて勤務可とし、義務期間に
含める。また、専門研修期間が4年間以上あり、4年目以降を南予地域の医療機関で受け
る場合はこれを義務期間に含める。

専門研修期間中は、指定医療機関に勤務しながら各種専門医の資格取得を目指す。特に、
内科、外科、小児科、産婦人科、救急科、総合診療科、整形外科を専攻することが推奨さ
れる。

なお、専攻した領域の専門研修期間が4年以上あり、指定医療機関以外での研修が必要
である奨学生、あるいは専門研修後にスキルアップを図りたい奨学生については、原則3
年を限度に指定医療機関以外での研修を受けることを認めることとし、奨学生のキャリ
ア形成を支援する。この場合、指定医療機関以外での研修期間は、業務従事期間(7年間)
に算入せず、義務期間については、後年度に繰り延べる。

※3 専門研修修了後の2年間は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関(市
立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院(野村診療所含む)など)での勤務
を原則とする。また、この期間においては、西宇和郡伊方町の診療所勤務となる場合があ
る。

- 様式 1 奨学金申請書
- 様式 2 奨学金貸与決定通知書
- 様式 3 奨学金選考結果のご通知（不採用通知）
- 様式 4 奨学金貸与契約書
- 様式 5 奨学金返済誓約書
- 様式 6 奨学金返済債務免除申請書
- 様式 7 奨学金返済債務履行猶予申請書
- 様式 8 奨学金返済債務履行免除（猶予）承認通知書
- 様式 9 奨学金返済債務履行免除（猶予）不承認通知書
- 様式 1 0 ① 退学届
- ② 休学届
- ③ 卒業届
- ④ 留年届
- ⑤ 復学届
- ⑥ 停学届
- ⑦ 臨床研修中の各種届出書
- ⑧ 奨学金辞退申出書
- ⑨ 愛媛大学大学院入学届
- ⑩ 指定医療機関退職届
- ⑪ 医師業務継続不可届
- ⑫ 氏名・住所等変更届
- ⑬ 医師免許取得届
- ⑭ 医師法上処分の届出書
- ⑮ 氏名・住所等変更届（連帯保証人）
- 様式 1 1 死亡届
- 様式 1 2 連帯保証人変更届

申請者： 印

奨学金申請書

南予医療振興財団奨学金貸与事業規則に基づく奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、奨学金の貸与を受けることとなったときは、南予医療振興財団奨学金貸与事業規則の規定を遵守するとともに、将来、所定の期間、同規則で規定する指定医療機関において医師としての業務に従事します。
また、規定により返済の債務が生じたときは、期限内に確実に返済いたします。

(ふりがな)				男・女	生年月日	S・H	年	月	日生	写真 申請前3月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの		
氏 名												
現 住 所		〒		—								
連 絡 先 ※全てご記入下さい		電 話 番 号	(携帯)	—	—							
			(固定)	—	—	☐ なし						
		メー ル ア ド レ ス	(携帯)	@				メール配信先 ※どちらかを選択 ☐ 携帯 ☐ P C				
		(P C)	@									
大 学 名		愛媛大学 医学部 医学科 年						出身高校		高校		
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名		年齢	職 業（勤務先）				備 考			
					()							
					()							
					()							
					()							
					()							
					()							
					()							
実 家 住 所	〒		—		(電話番号)				—		—	
連 帯 保 証 人 ※連帯ご保証人入下的方が	1	氏 名	(ふりがな)		生年月日	S・H	年	月	日生	申請者との続柄		
		〒		—		(電話番号)				—		—
	職 業（勤務先）		()		年 収	約		万円				
	申請者が奨学金の貸与を受けた場合は、本人と連帯して返済の債務を負担することを約します。											
	連帯保証人 印											
	2	氏 名	(ふりがな)		生年月日	S・H	年	月	日生	申請者との続柄		
		〒		—		(電話番号)				—		—
職 業（勤務先）		()		年 収	約		万円					
申請者が奨学金の貸与を受けた場合は、本人と連帯して返済の債務を負担することを約します。												
連帯保証人 印												

現時点での希望	希望専攻診療科（※本欄への記入により拘束されるものではありません）		
	(1)	(2)	(3)
	将来、勤務したいと思っている指定医療機関（※本欄への記入により拘束されるものではありません）		
	(1)	(2)	(3)

1. 愛媛大学医学部の在学証明書(新入生の場合は、合格通知書の写しで可)
2. 本人の戸籍抄本及び住民票の写し

・連帯保証人2人のうち、1人は貸与を受けようとする者の父母で可

※申請書類でいただいた個人情報、本奨学金制度以外では一切使用いたしません。

令和 年 月 日

様

公益財団法人 南予医療振興財団
代表理事

奨学金貸与決定通知書

令和 年 月 日付で貸与申請のあった奨学金については、次のとおり貸与することと決定しましたので通知します。

記

1. 貸与期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日（6年間）

2. 貸与金額

000,000円／月

3. 貸与方法

本人名義の普通預金口座へ振込むものとする。

2ヶ月分（当月および翌月分）をまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月の20日に振込むものとし、金融機関の休業日（土曜・日曜・祝日）にあたる場合は、前営業日とする。

ただし、初回貸与分は、4ヶ月分（4～7月分）をまとめて、6月20日に振込する。

4. その他

①貸与期間内に奨学金の支援が打ち切られる等の事由が発生した場合は、貸与期間や金額によらないものとする。

②奨学金貸与契約等必要な手続きについては別紙のとおりとする。

以 上

別紙：奨学金貸与契約書

必要書類：連帯保証人の印鑑登録証明書、連帯保証人の所得証明書

[様式3]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

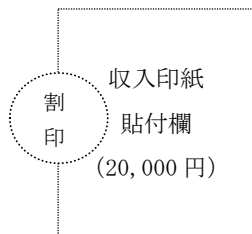
〇 〇 〇 〇 様

公益財団法人 南予医療振興財団
代表理事

奨学生選考の結果について

貴殿より提出されていた奨学金申請につきまして、選考の結果、残念ながら不採用となりましたので通知いたします。貴殿の今後のご活躍を祈念しております。

なお、同封にて申請書類一式を返送させていただきますので、ご査収ください。



[様式4]

奨学金貸与契約書

公益財団法人 南予医療振興財団（以下「甲」という。）と 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の奨学金貸与事業規則（以下「規則」という。）に基づき、奨学金の貸与について次のとおり契約を締結する。

（奨学金の貸与）

第1条 甲は、乙に対して奨学金を次のとおり貸与する。

一 貸与総額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（内訳）令和〇〇年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和〇〇年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和〇〇年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和〇〇年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和〇〇年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和〇〇年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

二 貸与期間 令和〇〇年4月1日から 令和〇〇年3月31日まで 6年間
ただし、貸与期間内に奨学金の支援が打ち切られる等の事由が発生した場合は、前述の貸与期間や金額によらないものとする。

三 貸与方法 奨学生本人名義の普通預金口座へ振込むものとする。
2ヶ月分（当月および翌月分）をまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月に振込する。初回貸与分は、4ヶ月分（4～7月分）をまとめて6月に振込する。

振込 口座	金融 機関		支店		口座 番号	
----------	----------	--	----	--	----------	--

（債務の履行）

第2条 乙は、貸与を受けた奨学金の返済その他の義務については、規則に基づき、誠実に履行するものとする。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が規則第7条および第8条に該当することとなったと認めたときは、この契約を解除し、または貸与を休止し、保留することができるものとする。

（連帯保証）

第4条 連帯保証人はこの契約による乙の債務について、甲に対し、乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

(本契約の変更)

第5条 本契約の内容に変更が生じた場合、甲、乙及び連帯保証人は、別途契約を締結するものとする。

(協議事項)

第6条 規則及びこの契約書に定めのない事項ならびに疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を1通作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

貸与者（甲）	住所	愛媛県松山市湊町6丁目1番地2
	氏名	公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事
		印

被貸与者（乙）	住所	
	氏名	印

乙の親権者	住所	
	氏名	印

乙の親権者	住所	
	氏名	印

連帯保証人（丙）	住所	
	氏名	印

連帯保証人（丁）	住所	
	氏名	印

《必要提出書類》

連帯保証人の印鑑登録証明書

連帯保証人の所得証明書

- ・ 給与所得者の場合：市町村の発行する前年分の所得証明書又は源泉徴収票(写)
- ・ 給与所得以外の者の場合：前年分の確定申告書(写)

[様式5]

奨学金返済誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

被貸与者 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

金 _____ 円

奨学金貸与事業規則に基づき貸与を受けた奨学金について、上記の金額を確かに借用しました。

連帯保証人は、被貸与者と連帯して、被貸与者が貸与を受けた奨学金の返済の債務を負担します。

[様式 6]

奨学金返済債務免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

申請者

住所

氏名

印

貸与を受けた者との関係

奨学金貸与事業規則第 10 条または第 12 条の規定に基づき奨学金の返済債務の免除を受けたいので申請します。

奨学金の貸与額	金 円	
免除申請額	金 円	
業務に従事した 指定医療機関の 名称および期間	名 称	期 間
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
医籍登録番号 および登録年月日	(号) 年 月 日 登録	
休職、停職の有無 およびその期間		
死亡または業務に従 事することが できなくなった理由		

《必要提出書類》

- (1) 業務に従事した期間がある場合にあっては、就業証明書
- (2) 死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により業務に従事することができなくなった場合にあっては、その状況を証する書類

[様式 7]

奨学金返済債務履行猶予申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

申請者

住所

氏名

印

貸与を受けた者との関係

奨学金貸与事業規則第 13 条の規定に基づき、奨学金の返済債務の履行の猶予を受けた
いので申請します。

奨学金の貸与額	金 円
猶予を受けようとする額	金 円
医籍登録番号 および登録年月日	(号) 年 月 日 登録
在学する大学または 在職する法人等の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

《必要提出書類》

- ・ 猶予を受けようとする理由を証する書類

[様式8]

奨学金返済債務履行免除（猶予）承認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

公益財団法人 南予医療振興財団
代表理事 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった奨学金の返済債務の履行の免除（猶予）については、次のとおり免除（猶予）することに決定しましたので通知します。

記

1. 奨学金の貸与額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
2. 免除（猶予）額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
3. 履行猶予期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 履行免除（猶予）の決定理由

以 上

[様式9]

奨学金返済債務履行免除（猶予）不承認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

公益財団法人 南予医療振興財団
代表理事 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった奨学金の返済債務の履行の免除（猶予）については、審査の結果、承認いたしかねますので通知します。

[承認できない理由]

退 学 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 印

次のとおり退学したので、届け出ます。

退学年月日	令和 年 月 日
-------	----------

《必要提出書類》
愛媛大学医学部の証明書

休 学 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

次のとおり休学したので、届け出ます。

休学期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
理 由	

《必要提出書類》
愛媛大学医学部の証明書、医師の診断書など

卒 業 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 印

次のとおり卒業したので、届け出ます。

卒業年月日	令和 年 月 日
-------	----------

《必要提出書類》
愛媛大学医学部の証明書

留 年 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

次のとおり留年しましたので、届け出ます。

単位不足となった学科名	
留 年 事 由	

《必要提出書類》

学業成績表、医師の診断書など

復 学 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 印

次のとおり復学したので、届け出ます。

復学年月日	令和 年 月 日
-------	----------

《必要提出書類》 愛媛大学医学部の証明書

停 学 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

次のとおり停学の処分を受けたので、届け出ます。

停学期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
理 由	

《必要提出書類》 愛媛大学医学部からの通知書など

臨床研修中の各種届出書

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者

住所

氏名 印

奨学金貸与事業規則第15条の規定に基づき、以下の通り届け出ます。

届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	令和 年 月 日
届 出 内 容	

《必要提出書類》
・届出内容を証する書類

奨学金辞退申出書

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

申出者 住所

氏名 ⑩

奨学金の貸与について、下記の通り辞退を申し出ます。

債務総額	
辞退申出日	令和 年 月 日
辞退の理由	

愛媛大学大学院入学届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑨

次のとおり愛媛大学大学院に入学したので、届け出ます。

入学年月日	令和 年 月 日
-------	----------

《必要提出書類》 愛媛大学大学院の証明書

指定医療機関退職届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

次のとおり指定医療機関に医師として従事しなくなったので、届け出ます。

退職年月日	令和 年 月 日
退職した医療機関	(名称) (所在地)

《必要提出書類》

就業証明書（指定医療機関に医師として従事していた期間が記載されたもの）

医師業務継続不可届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

次のとおり指定医療機関の医師として従事できない事象が発生したので、届け出ます。

事象発生年月日	令和 年 月 日
就職先の医療機関	(名称) (所在地)
事象内容 今後の見通し等	

《必要提出書類》

就業証明書（指定医療機関に医師として従事していた期間が記載されたもの） 届出内容を証する書類

[様式 1 0 ⑫]

氏名・住所等変更届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 (印)

次のとおり氏名・住所を変更しましたので届け出ます。

対象および項目		変更前	変更後
被貸与者	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	電話番号		
変更年月日		令和 年 月 日	

《必要提出書類》

氏名変更の場合：戸籍抄本

住所変更の場合：住民票写し(住民票を異動した場合)

医師免許取得届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

医師免許を取得しましたので、別添のとおり届け出ます。

《必要提出書類》

医師免許書（写）

- ・届出内容を証する書類

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

氏名 (印)

対象および項目		変更前	変更後
連帯保証人	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	電話番号		
	職 業 (勤務先)		
変更年月日		令和 年 月 日	

氏名変更の場合：戸籍抄本
住所変更の場合：住民票写し(住民票を異動した場合)

死 亡 届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名 印

次のとおり被貸与者が死亡したので、届け出ます。

氏 名	
死亡年月日	令和 年 月 日
死 亡 原 因	

《必要提出書類》

死亡を証する戸籍抄本、もしくは戸籍に記載した事項に関する証明書、 または死亡診断書
--

[様式 1 2]

連帯保証人変更届

令和 年 月 日

公益財団法人 南予医療振興財団 代表理事 殿

届出者 住所

氏名

印

次のとおり連帯保証人を変更するので届け出ます。

被貸与者	氏 名					
旧連帯保証人	氏 名					
	住 所	〒 -				
新連帯保証人	氏 名					
	住 所	〒 -				
	生年月日	年 月 日			年齢	歳
	被貸与者との続柄		職 業 (勤務先)		年収	約 万円
変 更 理 由						

奨学金貸与契約に基づき、被貸与者と連帯して奨学金の返済の債務を負担します。

令和 年 月 日

新連帯保証人 氏名

印

《必要提出書類》

- ・新連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・新連帯保証人の所得証明書

給与所得者の場合 市町村の発行する前年分の所得証明書又は源泉徴収票（写）

給与所得以外の者の場合 前年分の確定申告書（写）